（裏）

注　　意
1　登録を受けた国際希少野生動植物種の個体、個体の加工品、個体の器官、個体の器官の加工品（以下「個体等」という。）は、販売又は頒布をする目的で陳列をするときは、その個体等に係る登録票を備え付け、広告をする時は登録を受けていること、登録記号番号、登録年月日及び登録の有効期間の満了の日（生きている個体に限る。）を表示しなければならない。
2・3　（略）
4　登録に係る個体等のうち個体識別措置が講じられたものを取り扱う者は、当該個体等の個体識別番号を識別できるよう取り扱わなければならない。
5　登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等の正当な権原に基づく占有者は、個体識別措置を変更したときは、登録票を環境大臣に提出して、変更登録を受けなければならない。
6　登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等の正当な権原に基づく占有者の氏名又は住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）に変更を生じたときは、30日以内に環境大臣（登録を行った個体等登録機関がある場合は当該個体等登録機関、登録を行った個体等登録機関がない場合であって他の個体等登録機関があるときは当該個体等登録機関。以下同じ。）にその旨を届け出なければならない。
7　（略）
8　登録票は、次に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときには、30日以内に環境大臣に返納しなければならない。
⑴～⑶　（略）
⑷　登録の有効期間がある場合には、当該登録の有効期間が満了した場合
9　以上の事項に違反した場合には、法により罰金の刑に処せられることとなる。
10　登録に係る個体等のうち有効期間があるものについては、登録票を環境大臣に提出してその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。なお、登録の更新の申請は、当該登録の有効期間の満了日以前６月前から行うことができる。

様式第５（第18条関係）

（裏）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律抜粋
第27条　環境大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、個体等登録機関に対し、その個体等登録関係事務に関し報告を求め、又はその職員に、個体等登録機関の事務所に立ち入り、個体等登録機関の帳簿、書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
2・3　（略）
第64条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした個体等登録機関、事業登録機関又は認定機関の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。
⑴・⑵　略
⑶　第27条第１項（第33条の22及び第33条の33において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

（裏）

注　　意
1　登録を受けた国際希少野生動植物種の個体、個体の加工品、個体の器官、個体の器官の加工品（以下「個体等」という。）は、販売又は頒布をする目的で陳列をするときは、その個体等に係る登録票を備え付け、広告をする時は登録を受けていること及び登録記号番号を表示しなければならない。
2・3　（略）
（新規）
（新規）
4　登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等の正当な権原に基づく占有者の氏名又は住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）に変更を生じたときは、30日以内に環境大臣（登録を行った登録機関がある場合は当該登録機関、登録を行った登録機関がない場合であって他の登録機関があるときは当該登録機関。以下同じ。）にその旨を届け出なければならない。
5　（略）
6　登録票は、次に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときには、30日以内に環境大臣に返納しなければならない。
⑴～⑶　（略）
（新規）
7　以上の事項に違反した場合には、法により罰金の刑に処せられることとなる。
（新規）

様式第５（第18条関係）

（裏）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律抜すい
第27条　環境大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、登録機関に対し、その登録関係事務に関し報告を求め、又はその職員に、登録機関の事務所に立ち入り、登録機関の帳簿、書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
2・3　（略）
第64条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録機関又は認定機関の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。
⑴・⑵　略
⑶　第27条第１項（第33条の15において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。